

定住自立圏構想の推進に向けた関係各省による支援策

総務省

(単位:百万円)

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成21年度政府予算案	補助率	交付対象
イ	b	地域情報通信基盤整備推進交付金	<p>地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差(デジタルディバイド)を是正することにより、地域住民の生活を向上させるとともに、地域経済を活性化。</p> <p>定住自立圏の取組を推進するための情報通信基盤及びこれを活用した遠隔医療等に不可欠な送受信装置等の整備を支援。</p>	優先採択	7,870	1/3等	条件不利地域に該当する市町村等

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成21年度政府予算案	補助率	交付対象
ア	a	「緊急医師確保対策」に関する取組(うち産科医療機関施設・設備整備事業)	<p>2007年5月末に政府と与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」を、実効性ある形で具体化を図るもの。</p> <p>このうち、出生数の少ない地域に所在し経営に困難を生じている施設の運営等への財政的支援を実施。</p>	優先採択の配慮	27,159百万円の内数	1/3、1/2等	都道府県(市町村、医療法人等が行う事業を都道府県が補助する場合も含む)

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成21年度政府予算案	補助率	交付対象
イ	d	鳥獣害防止総合対策事業	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援。	優先採択に配慮(同一ポイント計画が複数あった場合に配慮)	2,800	ソフト事業: 定額 ハード事業: 1/2	地域協議会等
イ	e	広域連携共生・対流等対策交付金	都道府県を越えた都市と農村の共生・対流を活性化させる先導的な取組を推進する広域連携プロジェクト等を公募により募集し、企画案を実現させる活動に対して支援。	優先採択の配慮	638	定額	民間団体等
イ	e	山村再生総合対策事業	優れた自然や文化・伝統等の山村特有の資源を活用した魅力ある山村づくりを推進するとともに、環境・教育・健康の3分野に着目したモデル的な取組を支援。	優先採択の配慮	295	定額等	民間団体等

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成21年度政府予算案	補助率	交付対象
ア ウ	e abd	地域企業立地促進等補助事業	企業立地促進法に基づき、地域がそれぞれの強みを活かして行う取組に対して補助を実施。具体的には、専門家による企業誘致、企業ニーズを踏まえた人材育成等を支援。	採択審査の際、一定程度配慮	2,217	2/3、10/10	民間団体等
ア	e	環境調和型水循環プラント実証事業	省エネ性・経済性を尊重した工業用水の安定確保、我が国の「環境力」のアジア大での展開といった課題を解決するため、コンビナート地域等における水循環システムの構築に向けた運営・管理ノウハウの獲得や国内外における水処理・水環境の実態、ニーズ等の分析・調査等、我が国水関連産業界の国際展開に向けた支援を実施。	定住自立圏に関する取組の中に本プロジェクトに関連する事業が含まれる場合には、本プロジェクトの個別事業の採択に当たり、当該取組についても考慮の上、案件を決定する方針。	772	委託 ※NEDO交付金	民間団体等
ア	e	地域イノベーションパートナーシップ推進事業	これまでのIT経営応援隊活動を継続実施するとともに、広域地域経済圏ごとに、地域の中小企業等ITユーザーとITベンダの連携(パートナーシップ)を強化することで、ITによるイノベーションの創出を図る「地域イノベーションパートナーシップ」を構築するため、各種支援を実施。 具体的には、地方自治体又は民間事業者等が情報システム等を導入しようとする場合、最適なITベンダ等の選定や適切なITの活用等を支援するIT専門家(ITコーディネータ等)による研修事業や派遣事業等を支援。	優先的支援	612百万円の内数	委託	民間事業者等

国土交通省(1)

(単位:百万円)

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成21年度政府予算案	補助率	交付対象
ア	a,b,c,d,e,f	定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業	中心市と周辺市町村が役割分担して生活に必要な機能を確保する定住自立圏構想の実現にあたり、効果的かつ効率的に生活機能等を提供するため、周辺市町村等の中心集落の機能強化等を図るモデル的な取組を支援。	優先採択	120	委託	市町村、協議会
イ	a,b,c,d,e,f						
ウ	d						
イ	a	地域公共交通活性化・再生総合事業	平成19年10月1日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道・コミュニティバス・乗合タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対しパッケージで一括支援する柔軟な制度を拡充し、地域の創意工夫ある自主的な取組を促進。	交付の判断に当たって一定程度配慮	4,400	定額、1/2等	法定協議会
ア	a,b,c,d,e,f	まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業を支援。	交付の判断に当たって一定程度配慮	233,175	概ね4割	市町村、市町村都市再生整備協議会
イ	a,b,c,d,e,f						
イ	a	地方鉄道の活性化	地域公共交通活性化・再生法に基づく公有民営方式による上下分離スキーム等、地域の意欲的な取組に対して重点的な支援を実施。	交付の判断に当たって一定程度配慮	2,223	1/3等	鉄軌道事業者

国土交通省(2)

(単位:百万円)

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成21年度政府予算案	補助率	交付対象
イ	a	「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業(総合連携計画事業))	潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊路線等について、総合連携計画に基づきハード・ソフト一体で大幅な利便性向上等を図る「コミュニティ・レール」化に係る施設整備を支援。	交付の判断に当たって一定程度配慮	1,125百万円の内数	1/3	法定協議会等
ア	e	観光圏整備事業	交流人口の拡大により地域の活性化を図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞り型観光を促進する観光圏整備の取組を総合的に支援。	交付の判断に当たって一定程度配慮	558	2/5	民間団体
イ	a,d,e,f						
イ	c	地域自立・活性化交付金	自立的な広域ブロックの形成に向け、道路、港湾など国土交通省の所管する社会資本整備全般にわたる各種基盤整備(ハード)と地域の自由な発意による地域づくりへの支援(ソフト)が連携した取組を効率的・効果的に実施するとともに、知恵と意欲のある地域の創意工夫を最大限に活かすための支援を実施。	交付の判断に当たって一定程度配慮	30,000	約45%	都道府県
イ	c	国土・景観形成事業推進調整費	広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、国土形成計画等に基づく国と地方の協働による地域戦略の具体化、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進等に資する社会資本の機動的な整備を支援。	本経費の配分の判断に当たって一定程度配慮	40,000	国庫負担率・国庫補助率は、本経費を充当する各府省の既存制度に従う。	公共事業関係費に係る事業(年度途中に必要に応じて各府省の既存制度に基づく事業に配分)

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成21年度政府予算案	補助率	交付対象
ア	c	図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業	地域の実情に応じた情報提供サービス充実のため、図書館未設置市町村等における図書館サービスの普及・定着のための仕組みづくりを实践するとともに、地域の司書有資格者の能力を活用する図書館支援活動を行うなど、図書館機能を活用した「地域の知の拠点」づくりを推進。	採択にあたって一定程度配慮	72百万円の内数	委託	民間団体等
ア	c	帰国・外国人児童生徒受入促進事業	帰国・外国人児童生徒の学校における受入体制の在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関する取組を支援。	採択にあたって一定程度配慮	301	支出委任	都道府県及び市町村教育委員会
ア	c	安全・安心な学校づくり交付金(学校給食施設整備事業)	学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校における学校給食施設の整備に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を支援。	優先採択	83,610百万円の内数	1/2, 1/3	地方公共団体(都道府県市町村(組合を含む))

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成21年度政府予算案	補助率	交付対象
ア	e,f	地域からの循環型社会づくり支援事業(うち循環型社会地域支援事業)	地域からの循環型社会づくりを促進するため、3Rなどの循環型社会の形成に資するモデル的な事業を支援。	優先採択	56百万円の内数	国による実証事業	事業者、市民団体、研究機関等
イ	d,e						

定住自立圏等民間投資促進交付金

平成21年度補正予算額
550億円

1. 概要

定住自立圏等において、「あと一步」で実現が期待される民間の取組を支援し、圏域全体の暮らしに必要な都市機能等を確保するため、都道府県が民間投資に係る初期費用の助成を行う場合に、その実施に要する経費（10/10。都道府県の判断により、上乗せ補助することは可能）を交付。

2. 対象地域

(1) 中心市及び定住自立圏形成が見込まれる市町村

- ① 中心市宣言又は定住自立圏形成協定の締結を行った場合
中心市、中心市宣言書記載の市町村及び定住自立圏形成協定を締結した市町村
- ② 中心市宣言を行っていない場合
中心市、中心市への通勤通学割合（※）0.1以上の市町村
※「通勤通学割合」＝ある市町村へ通勤通学する人の数／通勤通学する人の総数

(2) 都道府県が、広域連携の核となる中心市に準ずる市（下記要件を満たす市等）として特に認めるもの及び当該市への通勤通学割合0.1以上の市町村

- ① 三大都市圏外の市の場合
人口2万人超4万人以下で、昼夜間人口比率1以上
- ② 三大都市圏内の市の場合
 - ア 特別区又は指定都市への通勤通学割合の合計が0.1未満
人口2万人超4万人以下で、昼夜間人口比率1以上
 - イ 特別区又は指定都市への通勤通学割合の合計が0.1以上
人口4万人超で、昼夜間人口比率1以上

※三大都市圏：埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

3. 対象事業

下記4分野の施設又は設備の整備（※）で、都道府県が圏域における生活に必要な機能の確保等に資すると認めるものに対する助成。（用地取得経費を除く。）

（※）建設（増改築、耐震化又は機能強化を伴う改修を含む。）、取得等。

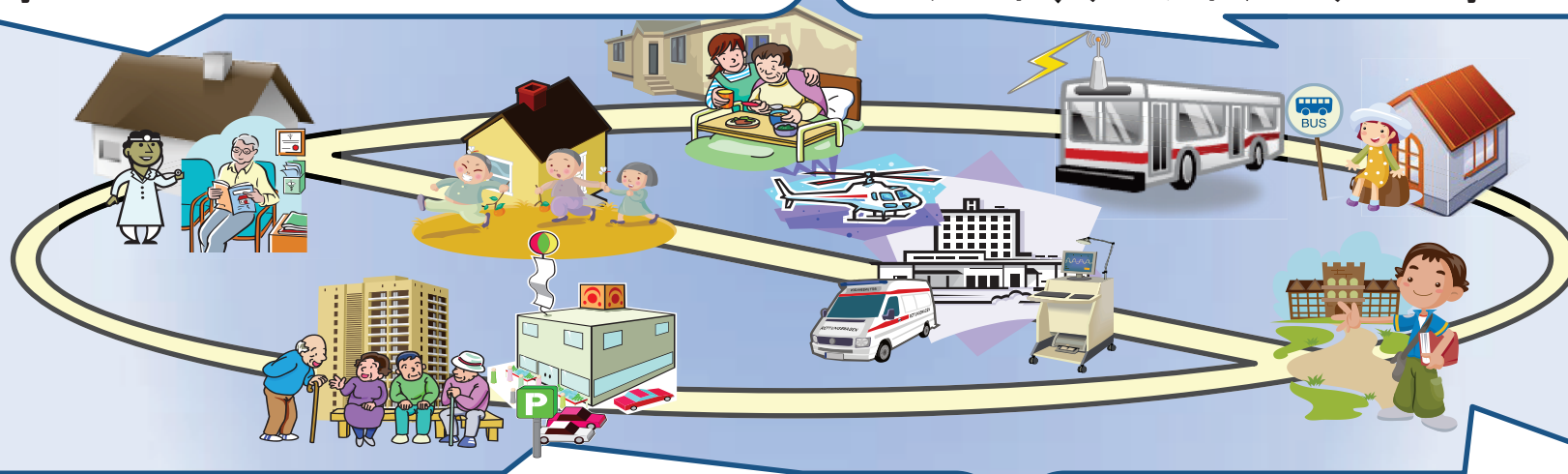
定住自立圏等の形成が見込まれる地域

1. 医療・福祉機能の充実（民間投資額の50%以内）

- ・病院、診療所、医療機器、ヘリポート、ドクターヘリ 等
- ・保育所、居宅介護・福祉サービスの拠点施設 等

3. 地域公共交通の充実（民間投資額の50%以内）

- ・バス、鉄道、船舶交通に必要な車両や船舶、待合施設、ターミナル等（路線開設や機能向上等を伴うもの）
- ・ICカード、デマンドシステム 等



2. 購買環境等の整備（民間投資額の①30%以内 ②10%以内）

- ① 駐車場・駐輪場、バリアフリー仕様の賃貸住宅、移動販売車、コミュニティ広場 等
- ② 地域の核として不可欠な商業施設、映画館 等

4. 人材育成や研究機能の強化

（民間投資額の50%以内）

- ・私立の大学や中高一貫校等の校舎、設備 等

4. 圏域ごとの交付限度額

原則 圏域における民間投資の総額 × 40%

- 例外① 特に公共的サービスの向上に資する事業が大部分を占める圏域 50%
- 例外② 三大都市圏内の市(2.(2)②イ)を核とした圏域 20%

5. 交付手続き

- ① 都道府県は、圏域ごとに以下のような事項を記載した「**定住自立圏等民間投資促進プログラム**」を作成。
 - ・ 圏域における定住自立圏に関する取組の状況
 - ・ 事業の概要、費用等
 - ・ 事業を実施する民間事業者等の概要、財務状況等
 - ・ 事業が定住自立圏の取組等に必要不可欠である理由 等
- ② 都道府県は、中心市や民間事業者等に対しヒアリングを行い、中心市等が必要と考える取組が盛り込まれるよう十分に配慮。
- ③ 総務省は、プログラムの内容を審査し、定住自立圏構想の趣旨に沿ったもので、熟度の高い取組が実施されると認めたものに対して、所要額を交付。
- (④ 都道府県は、本交付金を財源として、民間事業者等に助成。)

6. スケジュール(予定)

- ・ 都道府県から総務省へのプログラムの提出期限は9月。
- ・ 交付対象とするプログラム及び交付額の決定は平成21年末頃を想定。

事務の共同処理に係る現況と課題

現行の事務の共同処理の仕組みと運用（概要）

共同処理制度	制度の概要	運用状況（H20.7.1現在）
<p>法人の設立を要しない 簡便な仕組み</p> <p>協議会</p>	<p>地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p>	<p>○設置件数：284件 ○主な事務：広域行政圏計画の策定等122件（43.0%）、小中学校の運営など教育関係87件（30.6%）、環境衛生20件（7.0%）</p>
<p>機関等の共同設置</p>	<p>地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p>	<p>○設置件数：407件 ○主な事務：介護保険認定審査142件（34.9%）、公平委員会116件（28.5%）、障害区分認定審査108件（26.5%）</p>
<p>事務の委託</p>	<p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>	<p>○委託件数：5,109件 ○主な事務：公平委員会1,169件（22.9%）、住民票等の交付936件（18.3%）、競艇838件（16.4%）</p>
<p>別法人の設立を要する仕組み</p> <p>一部事務組合</p>	<p>地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>	<p>○設置件数：1,664件 ○主な事務：ごみ処理422件（25.4%）、し尿処理386件（23.2%）、消防297件（17.8%）、救急295件（17.7%）、火葬場233件（14.0%）</p>
<p>広域連合</p>	<p>地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>	<p>○設置件数：111件 ○主な事務：後期高齢者医療49件（44.1%）、介護保険47件（42.3%）、広域行政圏計画の策定等30件（27.0%）、障害者福祉28件（25.2%）</p>
<p>地方開発事業団</p>	<p>地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。共同処理する事務は、公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。</p>	<p>○設置件数：1件</p>
<p>全部事務組合 役場事務組合</p>	<p>全部事務組合：町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 役場事務組合：町村が、執行機関に係る事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>	<p>○昭和35年以降活用例なし</p>

（注）法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

協議会の制度概要

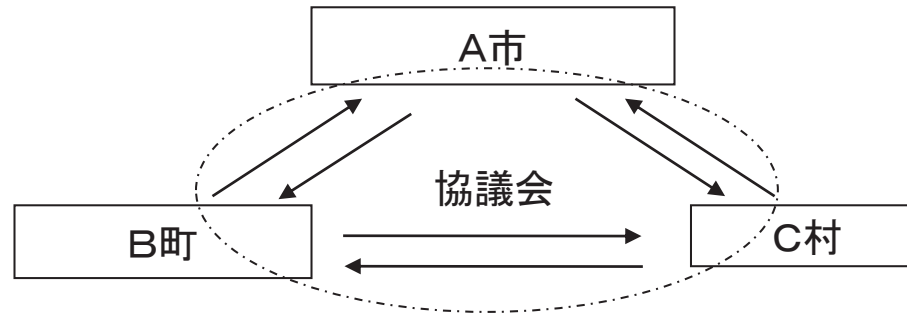
① 根拠法令

地方自治法第252条の2～第252条の6

② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	地域開発計画	教育	環境衛生	その他	合計
協議会数	122	87	20	102	331

機関等の共同設置の制度概要

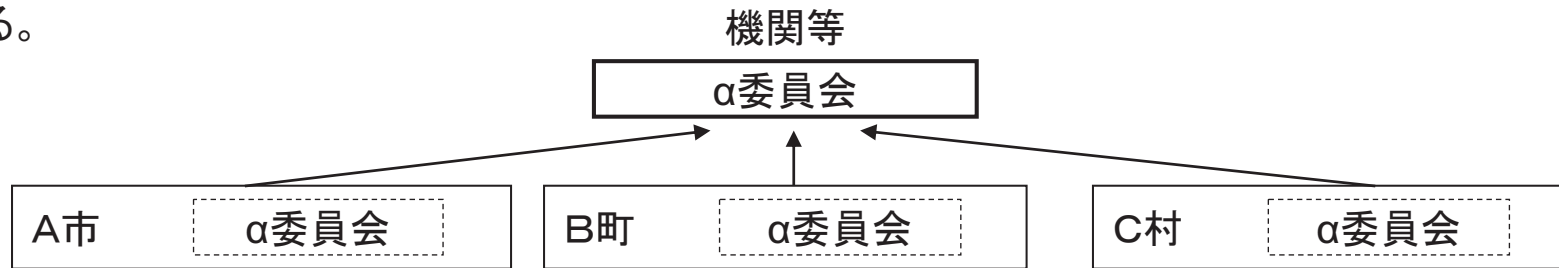
① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	厚生福祉	教育	環境衛生	その他	合計
設置件数	262	18	3	130	413

事務の委託の制度概要

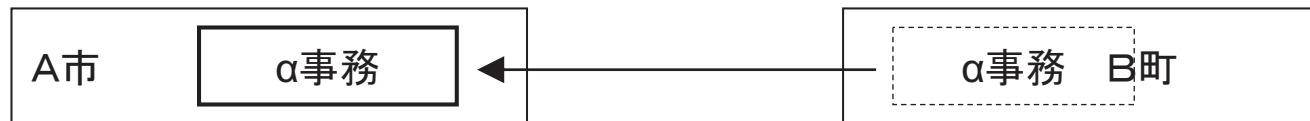
① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。



③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	環境衛生	消防・防災	厚生福祉	その他	合計
委託件数	539	357	245	3,968	5,109

一部事務組合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

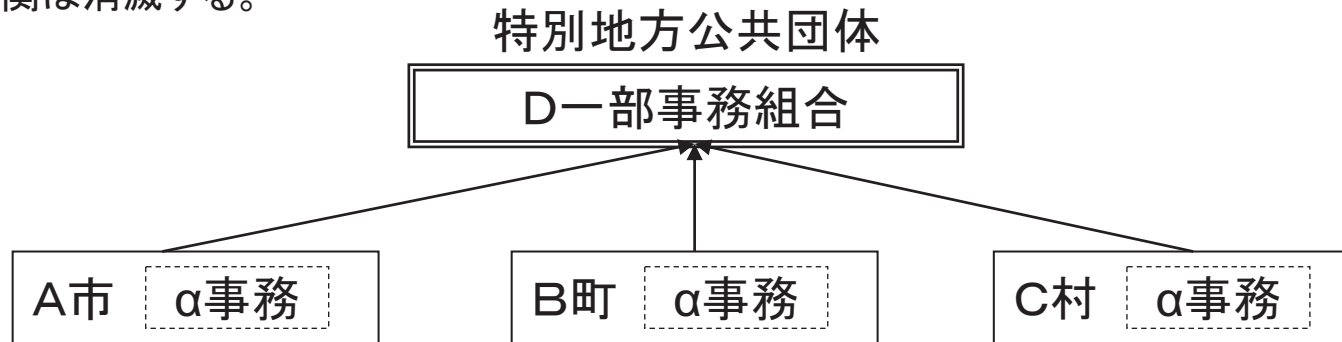
④ 設置数

1, 664(構成団体:延べ10, 861団体) ※H20.7.1現在

② 制度の概要

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものによっては総務大臣、その他のものによっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

① 負担金 ② 手数料 ③ その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第291条の2～第291の13

④ 設置数

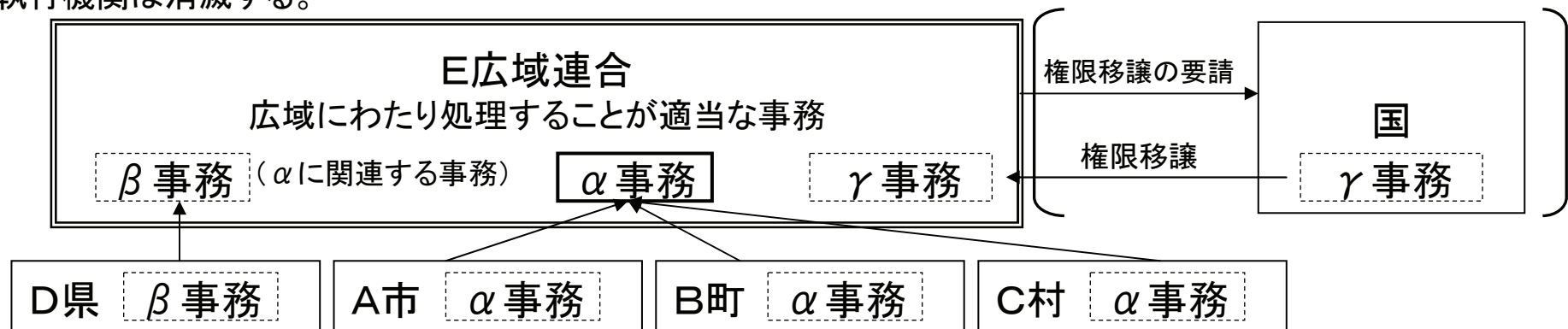
111(構成団体:延べ2,323団体) ※H20.7.1現在

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

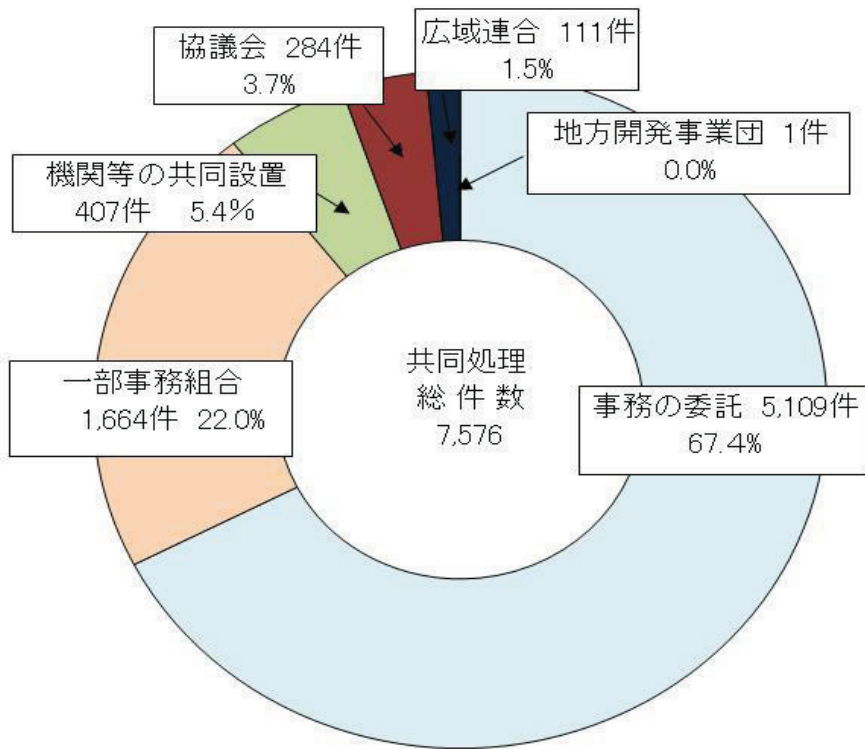
一部事務組合と広域連合の主な相違点

区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部)を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能	・議会—長(執行機関)
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

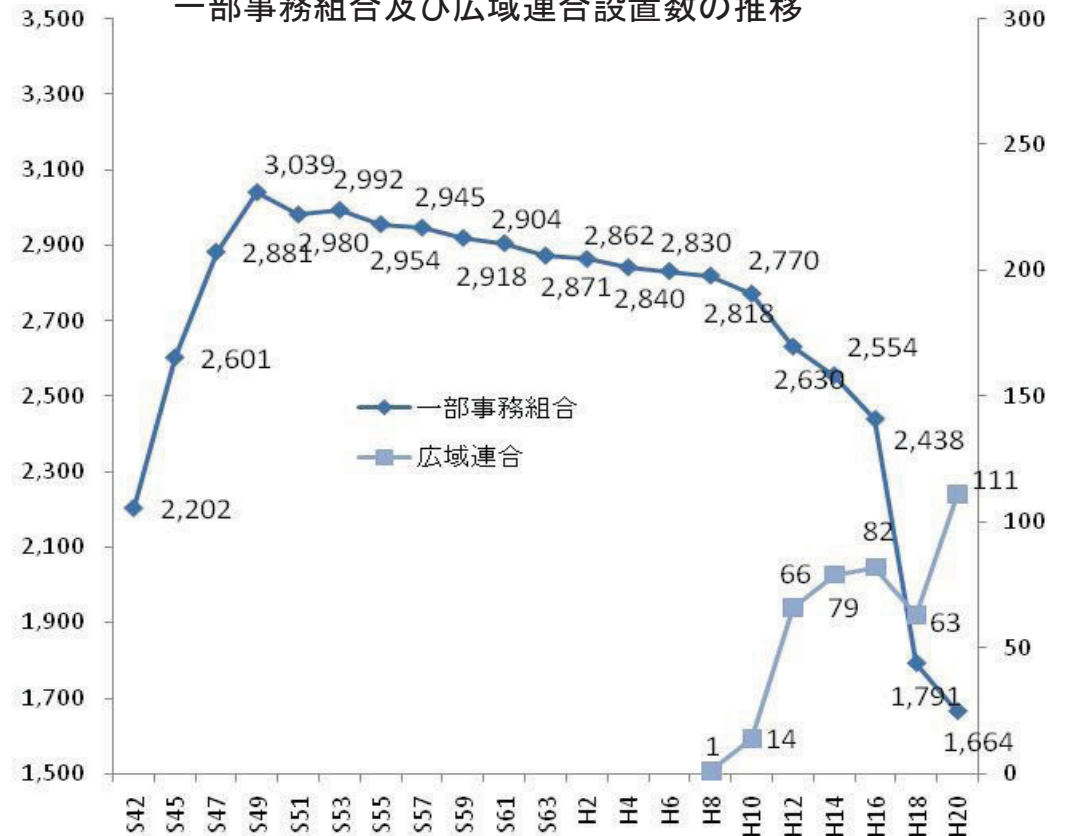
共同処理の活用状況（方式別）

- 共同処理の方式別の活用状況は、事務の委託が最も多く、その件数は5,109件で全体の67.4%を占めている。これに次いで多いのは、一部事務組合の1,664件(22.0%)機関等の共同設置の407件(5.4%)となっている。
- 法人の設立を伴う一部事務組合と広域連合の設置件数は、長寿医療制度の開始に伴う高齢者医療広域連合の設置を除けば、近年は減少傾向にある。

共同処理の方式別割合（平成20年7月1日現在）



一部事務組合及び広域連合設置数の推移



共同処理の活用状況（事務・方式別）

（平成20年7月1日現在）

事務の種類	共同処理の方法	協議会	機関等の 共同設置	事務の委託	一部事 務組合	広域連合	計
広域行政圏計画・ふるさと市 町村圏計画に係るもの		110			158	30	298
農業用水		11		73	33		117
林道・林野（山林の保護管理 等を含む）		2		6	93	3	104
病院・診療所		3	1	48	135	4	191
児童福祉				46	27	1	74
老人福祉		1		18	127	13	159
障害者福祉		4	108	51	80	28	271
介護保険		2	142	42	123	47	356
後期高齢者医療				15	1	49	65
上水道		5		39	106	1	151
下水道		7		196	34	2	239
ごみ処理		2		107	422	25	556
し尿処理				79	386	14	479

事務の種類	共同処理の方法	協議会	機関等の 共同設置	事務の委託	一部事 務組合	広域連合	計
火葬場		3		71	233	14	321
小学校		8		74	11		93
中学校		8		65	31		104
社会教育（青少年育成施設等 の管理運営含）		28	1	18	44	4	95
消防		1		152	297	19	469
救急		1		140	295	19	455
職員研修		5		61	57	15	138
退職手当				80	48		128
公務災害			6	364	43		413
公平委員会			114	1,169	10	4	1,297
競輪・競馬・競艇		1		838	31		870
会館・共有財産等の維持・管 理		2		44	87	5	138
住民票写しの交付				936			936

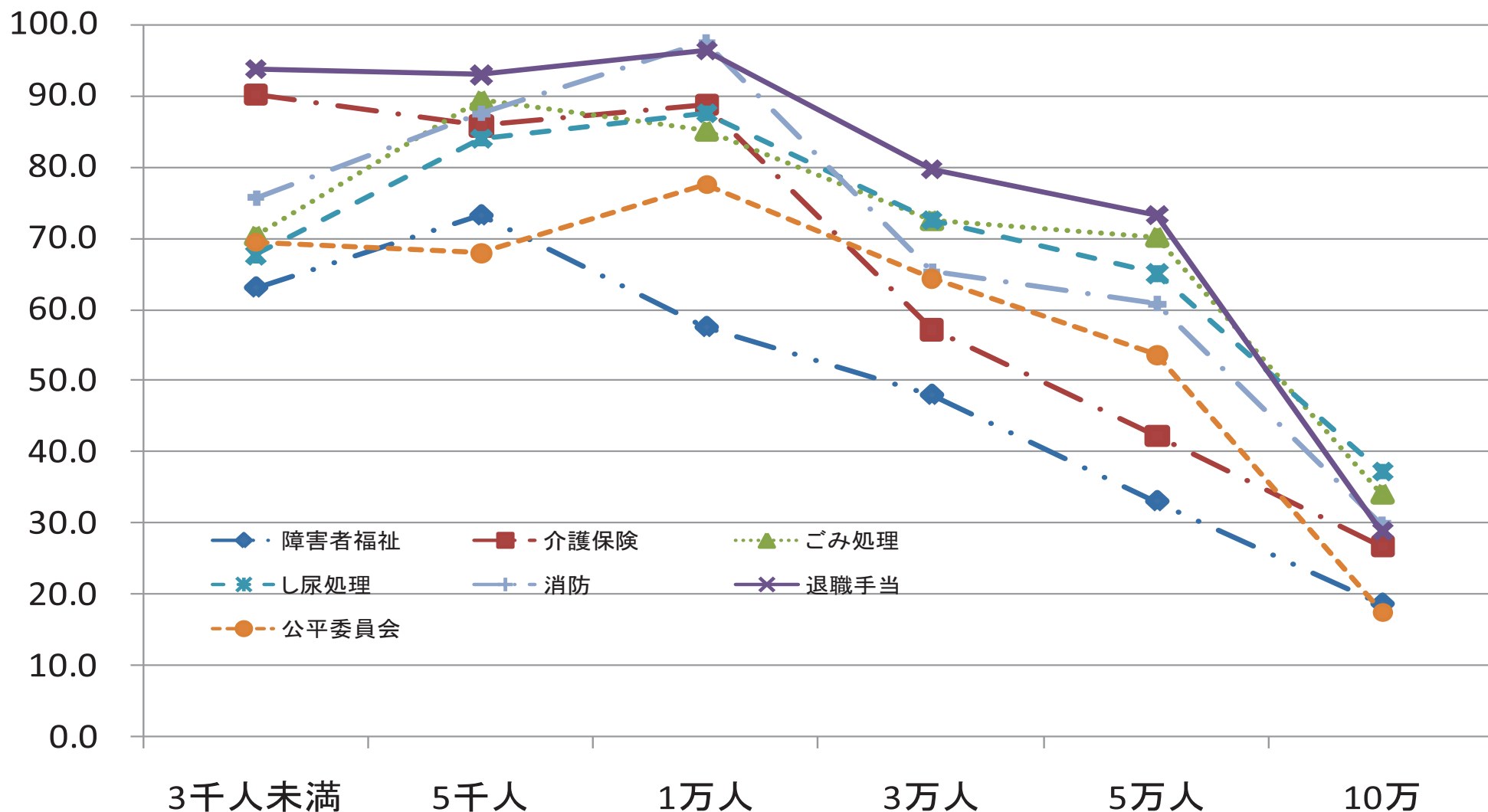
※ 地方公共団体間の事務の共同処理状況調（平成20年7月1日現在）より

団体規模別・事務別の共同処理の状況

人口1万人規模までの市町村においては、多くの事務において共同処理が行われており、その割合は事務により差はあるものの6割から9割となっている。人口規模が3万人を超えると人口規模が増えるにつれて、共同処理の割合が低下している。

人口規模	団体数	障害者福祉		介護保険		ごみ処理		し尿処理		消防		退職手当		公平委員会	
		団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%	団体数	%
3,000人 未満	111	70	63.1	100	90.1	78	70.3	75	67.6	84	75.7	104	93.7	77	69.4
5,000人 規模 (4,500～5,500)	56	41	73.2	48	85.7	50	89.3	47	83.9	49	87.5	52	92.9	38	67.9
10,000人 規模 (9,000～11,000)	80	46	57.5	71	88.8	68	85.0	70	87.5	78	97.5	77	96.3	62	77.5
30,000人 規模 (27,000～33,000)	98	47	48.0	56	57.1	71	72.4	71	72.4	64	65.3	78	79.6	63	64.3
50,000人 規模 (45,000～55,000)	97	32	33.0	41	42.3	68	70.1	63	64.9	59	60.8	71	73.2	52	53.6
100,000人 規模 (90,000～100,000)	58	18	31.0	26	44.8	33	56.9	36	62.1	29	50.0	28	48.3	17	29.3
計	500	254	50.8	342	68.4	368	73.6	362	72.4	363	72.6	410	82.0	309	61.8

団体規模別・事務別の共同処理の状況



- 1) 隔年で実施している「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」の付加調査として、該当する市町村毎に事務の区分別に共同処理の状況を調査・集計したもの。
- 2) 共同処理:協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合のいずれかにより他の市町村と事務の共同処理を行っているものを集計。
なお、一つの事務において複数の共同処理を行っている場合も合わせて一件としている。
- 3) 調査時点は平成20年7月1日現在。人口は平成17年の国勢調査人口による。

小規模市町村における共同処理の活用状況の事例

(平成20年7月1日現在)

団体	人口規模 (概数)	障害者福祉	介護保険	ごみ処理	し尿処理	消防	退職手当	公務災害	公平委員会	活 用 事務数	その他活 用事務数
A町	9,000人	○ 組	×	○ 組	○ 組	○ 委	○ 組	○ 委	○ 委	7	12
B町	7,000人	○ 委	×	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 委	7	4
C町	5,500人	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 委	8	9
D村	5,500人	×	○ 広	○ 組	○ 委	○ 組	○ 組	○ 組	×	6	9
E町	5,000人	○ 共	○ 共	○ 組	○ 組	×	○ 組	○ 組	○ 共	7	10
F町	4,000人	○ 共	○ 共	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	×	7	8
G町	3,500人	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 委	○ 組	○ 組	○ 共	8	8
H村	1,500人	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 委	8	10
I村	1,000人	○ 広	○ 広	○ 組	○ 組	○ 委	○ 組	○ 組	○ 委	8	7
活用団体数		8	7	9	9	8	9	9	7		

※ 共同処理:協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合のいずれかの方法により他の市町村と事務の共同処理を行っているもの。

※ 人口1万人未満の小規模市町村を対象として行った抽出調査結果を取りまとめたもの。

市町村が認識する共同処理の課題

- ◎ 共同処理の状況・課題について、人口規模ごとに(5千人、1万人、3万人、5万人、10万人の5区分)、一定数の市町村(各50団体で全250団体)を抽出し、書面調査(H20.7.1現在)を実施。
- ◎ 共同処理に関して課題を抱えているかどうかについて、「特に問題はない」との回答が、全体の6割強を占めている。一方で、課題がある旨の回答は3割ほど(共同処理を行っている事務ごとの回答を1件としてカウント。)
- ◎ 課題があるとした回答の内訳は、以下のとおり。

【共同処理の課題】

63.0% 特に問題はない

30.9% 課題あり (大半が一部事務組合又は広域連合を活用している場合についての意見)

複数回答

54.5% 機動的な意思決定が困難 (各議会を経ることの時間的ロス、事務的な調整の手間)

42.8% 全構成団体の協議を調えることが難しい (団体間の意見の調整に手間がかかる)

15.0% 構成団体から事務処理にあたって必要な情報を把握するのが困難

8.9% 住民の意向を把握しにくい

8.5% 責任の所在が不明確

7.7% 地域の実態に即した事務処理を行いにくい

12.5% その他

6.2% 未回答

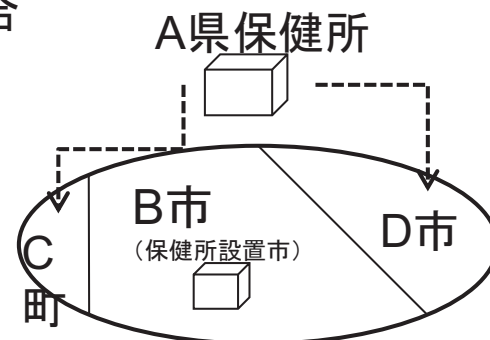
機関等の共同設置の活用促進のための方策

1. 新しい方策のイメージ

現在、共同設置の対象として規定されている機関及び職員（公平委員会、介護認定審査会など）の共同設置に加えて、関係地方公共団体間の協議により、内部組織（地方公共団体の部課など）、事務局や行政機関（保健所など）を共同設置することができるようにするもの。

内部組織、事務局や行政機関を共同で設置することにより、より効率的な行政運営と経費の節減が可能となるのではないか。

都道府県の保健所の管轄区域が以下のように飛び地となっている場合



2. 活用例

